

(予防) 訪問看護契約書

_____様（以下、「利用者」とします）と、きらら訪問看護ステーション（以下「事業者」とします）は、（予防）訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な（予防）訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は令和_____年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定までとします。
なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

（（予防）訪問看護の内容）

第3条

- 1 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、（予防）訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。
- 2 利用者は（予防）訪問看護計画書に沿って、別紙「（予防）訪問看護サービスのご案内」のとおりサービスを利用します。
- 3 サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。
事業者、利用者から（予防）訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規程に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

（（予防）訪問看護の利用料）

第4条

- 1 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
- 4 事業者は、介護保険法関連法の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対して文書で通知し契約を解除することができます。

（利用料の滞納）

第5条

- 1 利用者が正当な理由無く利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお、払わないときは契約を破棄します。
- 2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

（契約終了）

第6条

- 1 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。
- 2 事業者は、利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
- 3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- 利用者が死亡・入院・入所又は転出した場合
- 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- 事業者が正当な理由無く適切なサービスを提供しない場合
- 事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
- その他解約をせざるを得ない状況が生じた場合

〈賠償責任〉

第7条 事業者は、(予防)訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対して速やかに損害を賠償します。

(秘密保持)

第8条

- 1 事業者及びその従業員は、(予防)訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務します。
- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
- 3 事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対応)

第9条

- 1 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- 2 事業者は利用者又はその家族が苦情申し立て期間に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(連携)

第10条

- 1 事業者は(予防)訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡します。

(契約外条項)

- 1 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規程のない事項については、介護保険法等関連法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

(予防) 訪問看護サービスのご案内

1 提供するサービス

訪問看護サービス

予防訪問看護サービス

- ① このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止のため、要介護状態となることの予防になること、適切なサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、親切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供にあたっては、(予防) 訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ④ (予防) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文章による指示に従います。
- ⑤ 当事業所は、主治医に対し、(予防) 訪問看護計画書及び(予防) 訪問看護報告書を提出します。

2 担当の職員、サービス相談窓口

- ① サービスを提供する担当の訪問看護師は、次のとおりです。

担 当 者 : _____

管 理 者 : 刑部登志子

※ 職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

- ② サービスに関する相談、要望、苦情等がある場合には、下記までご連絡ください。

きらら訪問看護ステーション (電話番号) 042-794-2255 町田市

(対応時間) 平日午前9時 ~ 午後6時

3 利用料

(予防) 訪問看護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、重要事項説明書をご参照ください。

※ 月ごとに訪問回数が変更したり、保険適用外が生じる場合がありますので、その月ごとの利用料は、サービス利用票(別票)の利用者負担分をご覧ください。

交通費は ☐ 不要

☐ _____ 円です。(サービス地域以外のみ)

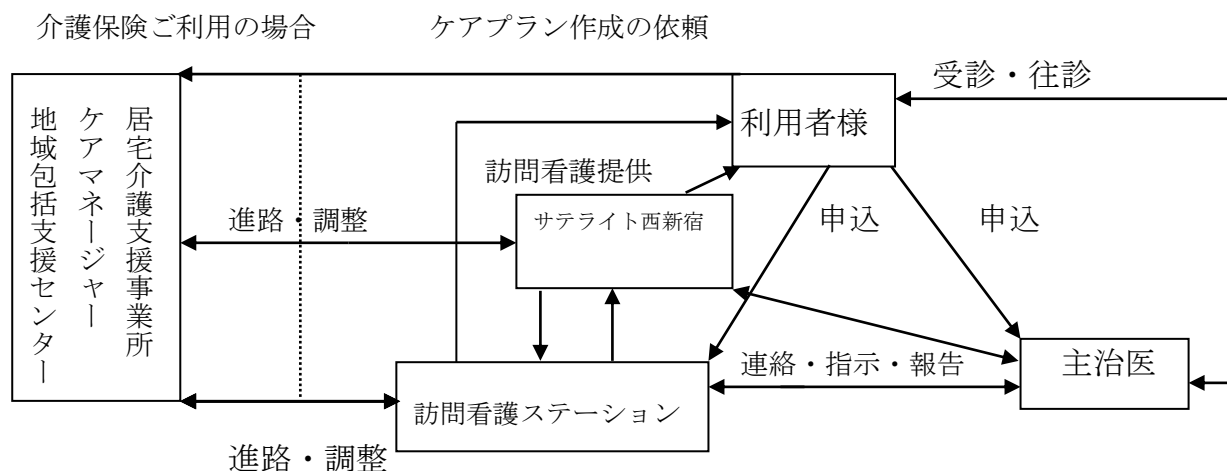
- ① (予防) 訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割をお支払いいただきます。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったん利用者が利用料の全額を支払い、その後市町村から9割の払い戻しを受ける方法)の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ② 提供を受ける(予防) 訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額お支払いいただきます。
- ③ 利用者負担は 1ヶ月分一括払い(請求書翌月発行)

- | | |
|---|---|
| { | ☐ 郵便局口座振替 (引落手数料事業者負担) |
| | ☐ 銀行口座振替 (引落手数料事業者負担) |
| | ☐ 銀行お振込み (振込手数料利用者負担) |
| | ☐ 現金払い |

重要事項説明書

きらら訪問看護ステーション

1、(予防) 訪問看護のお申込からサービス開始まで



(予防) 訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方に看護を提供するサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度でご利用される方もいます。主治医の治療方針やケアマネージャーのケアプランに沿って、他のサービスと連携しながらサービスを提供させていただきます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談下さい。

(予防) 訪問看護をご利用頂く場合には、主治医の指示が必要となり、訪問看護指示書が訪問看護ステーションに提供されます。

2、事業者概要

事業者	有限会社　G		
事業所の名称	きらら訪問看護ステーション		
代表者氏名	刑部　登志子	指定番号	1367197213
主たる事業所			
住　　所	〒194-0037　東京都町田市木曽西 4 丁目 35 番地 41 号		
最寄の駅	神奈中バス木曽停留所より徒歩 3 分		
連　絡　先	TEL　0 4 2－7 9 4－2 2 5 5 fax 0 4 2－7 9 4－2 2 5 6		
サテライトステーション			
サテライト西新宿	〒160-0023	東京都新宿区西新宿 6-16-12	コーポ 寺前 703

3、きらら訪問看護ステーションの沿革

- ・平成 16 年 3 月 1 日 介護保険法の訪問看護事業者の指定を受ける
生活保護法の指定介護機関として指定を受ける
ヘルパーステーション 併設
ケアマネセンター 併設
- ・平成 18 年 4 月 1 日 介護保険法の予防訪問看護事業書として指定を受ける
生活保護法の指定予防介護機関として指定を受ける
- ・平成 24 年 2 月 1 日 サテライト相原を開設
- ・平成 24 年 9 月 サテライト西新宿を開設
- ・平成 28 年 8 月 1 日 サテライト相原がサテライト小山に移転
- ・令和 6 年 1 月 サテライト小山を閉所

4、職員体制

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 主たる事業所 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 2.5 名以上
サテライト西新宿 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 1 名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 1 名以上
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

5、営業日時のご案内

- 営業日 : 月曜日から土曜日まで（西新宿 月曜日から金曜日まで）
- 休日 : 日・祝祭日、年末年始（西新宿 土、日、祝祭日、年末年始 12/29～1/3）
- 営業時間 : 午前 9 時から午後 6 時まで

当ステーションは年間を通して 24 時間いつでも連絡がとれる体制を設けております
(尚 西新宿は緊急対応体制ではありません)

6、(予防) 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 医師の指示の下、医療処置（褥創や創傷など）
- ・ 食事ケア・水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の支援
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 保険・福祉サービスなどの活用支援

7、ご利用料金など

●介護保険による訪問看護

訪問看護を利用できる方		介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方			
	内 容	単位※	自己負担額		
			一割	二割	三割
要 支 援	30分未満	451単位	502円	1,003円	1,505円
	30分以上1時間未満	794単位	883円	1,766円	2,649円
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,212円	2,424円	3,636円
	理学療法士等 (20分1単位×2)	284×2 単位	632円	1,264円	1,895円
	理学療法士等 (20分1単位×3)	142×3 単位	474円	948円	1,422円
要 介 護	30分未満	471単位	524円	1,048円	1,572円
	30分以上1時間未満	823単位	916円	1,831円	2,746円
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,255円	2,509円	3,763円
	理学療法士等 (20分1単位×2)	294×2 単位	654円	1,308円	1,962円
	理学療法士等 (20分1単位×3)	265×3 単位	884円	1,768円	2,652円

夜間・早朝料金は1.25倍、深夜料金は1.5倍
准看は、10%の割引となります。

そ の 他 加 算	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位	668円	1,335円	2,002円
	特別管理加算Ⅰ	500単位	556円	1,112円	1,668円
	特別管理加算Ⅱ	250単位	278円	556円	834円
	ターミナルケア加算	2500単位	2,780円	5,560円	8,340円
	初回加算Ⅰ(退院日同日)	350単位	390円	779円	1,168円
	初回加算Ⅱ	300単位	334円	668円	1,001円
	退院時共同指導加算	600単位	668円	1,335円	2,002円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6単位	7円	13円	20円

※1単位＝11.12円

そ の 他 の 料 金	交通費：地域に関しては別紙参照
	・通常の ・緊急時訪問看護加算のご利用者は、一律1回100円の割引を致します。 (一月の割引の上限は800円とさせていただきます) ・生活保護の方は、各保険者にご請求となりますので、上記割引に関しては、対象外となります。 ・ご遺体のお世話15,000円 ・処置セット代 2,000円

令和6年6月1日現在

※ 指示書料 別途、主治医より請求あり (1ヶ月～半年)
※ 各種保険のほか、公費負担医療制度もお取り扱いします。

8、ご利用にあたってのお願い

- 各種保険証や医療受給者証の原本を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は、お知らせ下さい。
やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願い致します。

9、営業地域

○主たるステーション				○サテライト西新宿
町田市		相模原市		新宿区
旭町		相生	1・2	中野区
小山田桜台		鵜野森	1・2	渋谷区
金井	1丁目	大野台		
金井町	733～779	上矢部	4・5	
	3133	共和		
木曽西		古淵		
木曽東		鹿沼台		
木曽町		高根		
下小山田町	～355	西大沼	1・2・3	
	806～1212	東大沼	1・2	
	2631～	東淵野辺		
図師町		淵野辺		
忠生		淵野辺本町		
常磐町	3206～	由野台		
中町	2・4丁目	若松	1	
根岸町				
野津田	～573			
	696～751			
	173～2457			
	315～3445			
本町田				
森野	2～6丁目			
薬師台	1・2丁目			
矢部町				
山崎町				

10、苦情のご相談

●担当窓口

TEL 042-794-2255

担当者

刑部 登志子

保険者	町田市	いきいき生活部 高齢者福祉課	042-724-2141
	八王子市	健康福祉部介護保険課	042-620-7416
	相模原市	高齢者政策課	042-707-7046
	新宿区	介護保険課（コールセンター）	03-3209-9999
東京都国民健康保険団体連合会		相談指導課	03-5326-0878
神奈川県国民健康保険団体連合会		介護保険課介護苦情班	0570-022-110

11、事故発生時の対応

- ① 速やかに利用者様の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 医師への報告・ケアマネへの連絡を行うと共に事故に際して採った処置を記録します。
- ③ 利用者様に対するサービス提供による賠償すべき損害が発生した際には損害賠償を速やかに行います。

12、虐待防止について

当事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定し委員会を定期的開催しその結果について事業者にも周知徹底を図ります。

虐待防止等に関する責任者 管理者 刑部 登志子

- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 苦情解決体制を整備します。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13、身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行わないことを方針とします。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他社の生命や身体に対して危険が及ぶことが考えられるときには、身体拘束適正化委員会において、事前に利用者・家族等に説明し、同意を得た上で次に掲げることについて必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由、様態等について記録を行います。また、事業者として居宅介護支援事業者等と十分に事象を検討し、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に利用者本人または他者・身体に対して危険を防止できない場合に限りま

す。

- ③ 一時性・・・利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合には直ちに身体拘束を解きます。

1 4、業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

事業者は（予防）訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書の内容を説明致しました。よって証するため、本書を 2 通作成し、利用者様・事業者が署名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

尚、利用者様ご本人の判断能力に困難がある場合において、契約時に利用者様によってそのご家族、代理人、成年後見人等に立会い等をお願いする場合があります。

事業者 名称	有限会社 G	
訪問看護事業所名	きらら訪問看護ステーション	印
管理者	刑部 登志子	
所在地	町田市木曽西 4 丁目 35 番地 41 号	

私は、事業者より重要事項説明書の内容の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者（または代理人） 住所

氏名 印

1、個人情報保護のお取り扱いについて

当社は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への居宅介護支援・（予防）訪問看護・（予防）訪問介護・（予防）通所介護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者様及び利用者様のご家族（以下「利用者様等」という）の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢

当社は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者様等の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 当社が保有する個人情報の利用目的

当社は、居宅介護支援・（予防）訪問看護・（予防）訪問介護・（予防）通所介護の申し込み、又、各々のサービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といった居宅介護支援・訪問看護・訪問介護・通所介護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者様等の個人情報は、各々のサービス提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- 学会、研究会等での事例研究発表
- 学生等の実習、研修への協力のため

3. 当社が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

有限会社 G
個人情報管理統括責任者 刑部 登志子
TEL 042-794-2255
E-Mail kango@kirara-g.jp

上記内容を確認し、個人情報の使用に関して同意いたします。

令和 年 月 日

ご本人署名

印

ご家族署名

印（ 続柄 ）

2、高齢者の虐待防止について

1. 定義

(1) 高齢者虐待とは

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2005年11月1日に可決、成立し、2006年4月1日から施行されています。

このいわゆる高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者としたうえで、「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による高齢者虐待と定義しています。

<参考法令>

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第5条（高齢者虐待の早期発見等）

1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従業者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(2) 高齢者虐待の類型 高齢者への虐待を次の類型に区分しています。

- ① 身体的虐待（暴行）
- ② 介護・世話の放棄・放任
- ③ 心理的虐待（著しい暴言・拒絶的な対応・心理的外相を与える言動）
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）

2. 家庭における養護者による高齢者虐待への対応

(1) 市町村への通報等

① 高齢者虐待を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、市町村に通報しなければならない。

② 上記①以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

以上は町田市健康福祉部高齢者福祉課よりの指導であり、当社では高齢者虐待を発見した場合、関係機関に報告または連絡させていただきます。

緊急時訪問看護加算同意書

きらら訪問看護ステーションを利用するに当たり、緊急時及び相談の窓口の一つとして、緊急時体制を利用します。

☐ 取り消し	令和	年	月	日
☐ 利用	令和	年	月	日

申込年月日 令和 年 月 日

利用者氏名 印